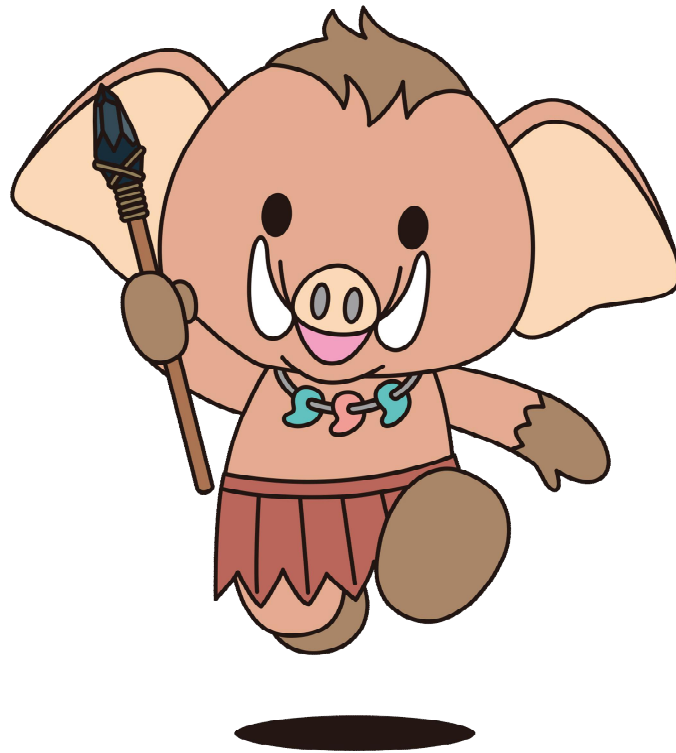


みどり市市有施設自動販売機 設置事業者募集要領

みどり市市有施設の災害対応型自動販売機及び
Wi-Fi 機能付き自動販売機の設置事業者を募集します。



みどり市マスコットキャラクター「みどモス」

令和6年6月実施

みどり市
総務部 財政課

公 募 物 件 一 覧

物件 番号	設置施設	施設所在地	設置場所	電源	台 数 区画面積	最低使用料 (年 額)	利 用 者 数 (1日想定人数)
⑤ ※1	東支所※3	みどり市東町 花輪 205-2	位置図のとおり 【屋外設置】	設置業者	1 台 W1000×D700※2	100 円	職員数約 25 人＋来庁者
⑦ ※1	大間々庁舎	みどり市大間々町 大間々 1511	位置図のとおり 【屋内設置】	みどり市	1 台 W1000×D900※2	5,220 円	職員数約 130 人＋来庁者
⑨-1 ※1	笠懸公民館	みどり市笠懸町 阿左美 1581-1	位置図のとおり 【屋内設置】	みどり市	1 台 W1200×D850※2	3,710 円	施設利用者約 10～50 人
⑨-2 ※1	史跡西鹿田中島遺跡 ガイダンス施設駐車場	みどり市笠懸町 西鹿田 885-10	位置図のとおり 【屋外設置】	設置業者	1 台 W1000×D800※2	190 円	スタッフ 1 名＋来館者
⑬-1 ※1	グンエイホール PAL	みどり市笠懸町 阿左美 1579-1	位置図のとおり 【屋内設置】	設置業者	1 台 W1200×D800※2	5,250 円	施設利用者約 200 人
⑬-2 ※1	笠懸保健センター (国保診療所)	みどり市笠懸町 鹿 250	位置図のとおり 【屋内設置】	みどり市	1 台 W1000×D800※2	720 円	施設利用者約 50 人
⑭ ※1	グンエイホール PAL	みどり市笠懸町 阿左美 1579-1	位置図のとおり 【屋内設置】	設置業者	1 台 W1200×D800※2	5,250 円	施設利用者約 200 人
⑯ ※1	多世代交流館	みどり市大間々町 塩原 363	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1200×D900※2	230 円	施設利用者約 80 人
⑰ ※1	はねたき広場※4	みどり市大間々町 大間々 1287-3	位置図のとおり 【屋外設置】	設置業者	1 台 W1200×D800※2	360 円	施設利用者約 150 人
⑲ ※1	かどや公園※4	みどり市笠懸町 鹿 381-1	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1000×D800※2	430 円	施設利用者約 30 人
㉑-1 ※1	ながめ公園北側駐車場 トイレ横	みどり市大間々町 桐原 1183-8	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1200×D800※2	440 円	ながめ公園利用者約 155 人 ＋高津戸峡の観光客
㉑-2 ※1	ながめ公園北側駐車場 トイレ横	みどり市大間々町 桐原 1183-8	位置図のとおり 【屋外設置】	みどり市	1 台 W1200×D800※2	440 円	ながめ公園利用者約 155 人 ＋高津戸峡の観光客

※ 1 物件番号は令和 5 年度に実施された公募時の番号を使用しています。

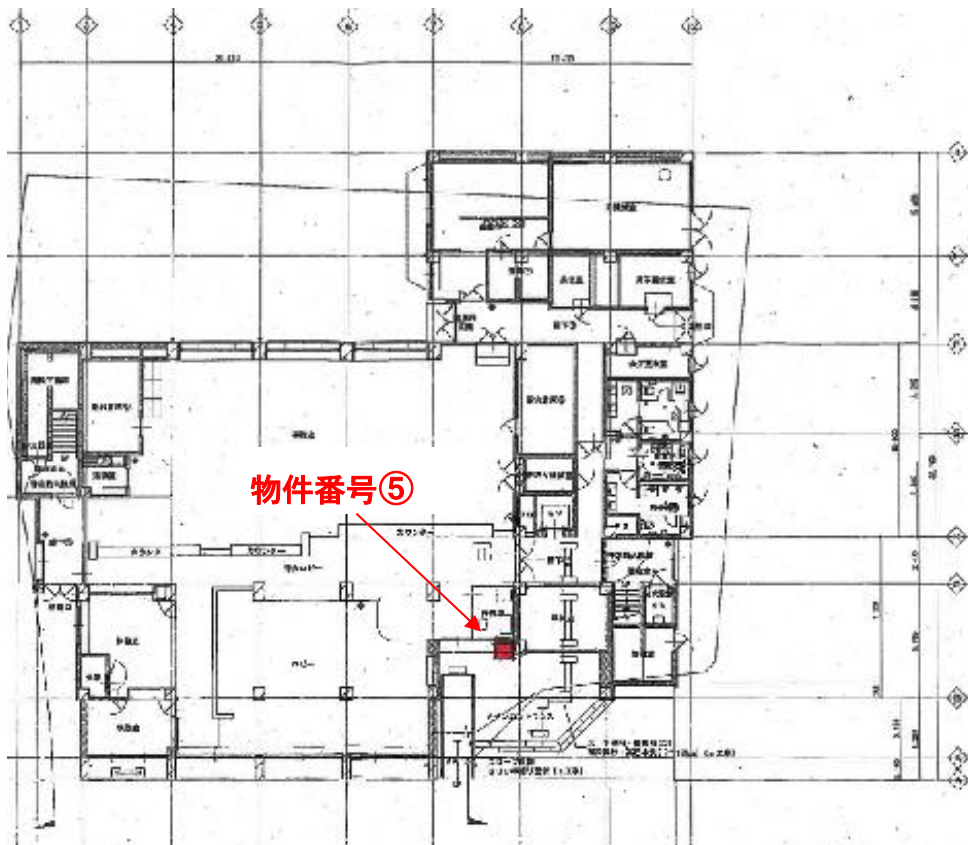
※ 2 放熱余地も含めた面積です。

※ 3 物件番号⑤「東支所」は、設置許可開始が他とは異なり、令和 7 年 1 月からの設置となります。

※ 4 物件番号⑰「はねたき広場」及び⑲「かどや公園」は Wi-Fi 機能付き自動販売機、その他の物件は、災害対応型自動販売機となります。

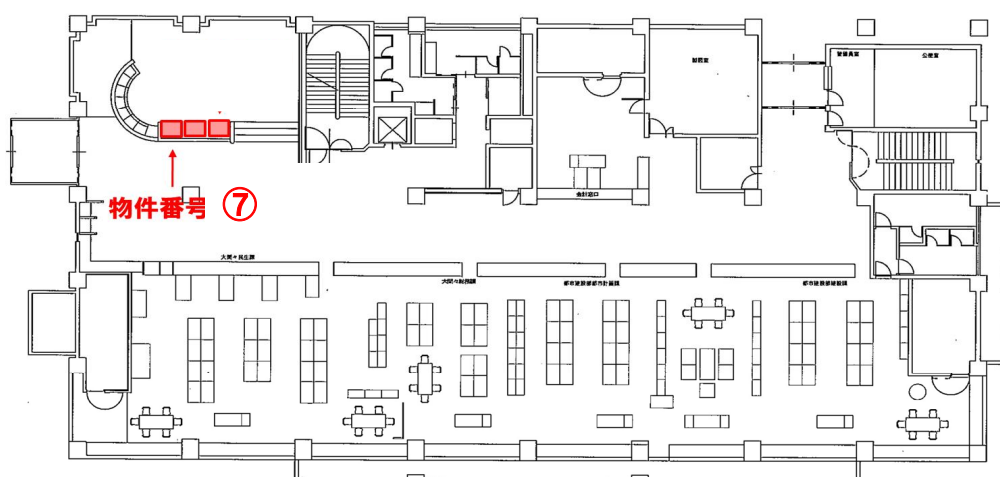
位置図（物件番号⑤）

【東支所】



位置図（物件番号⑦）

【大間々庁舎】



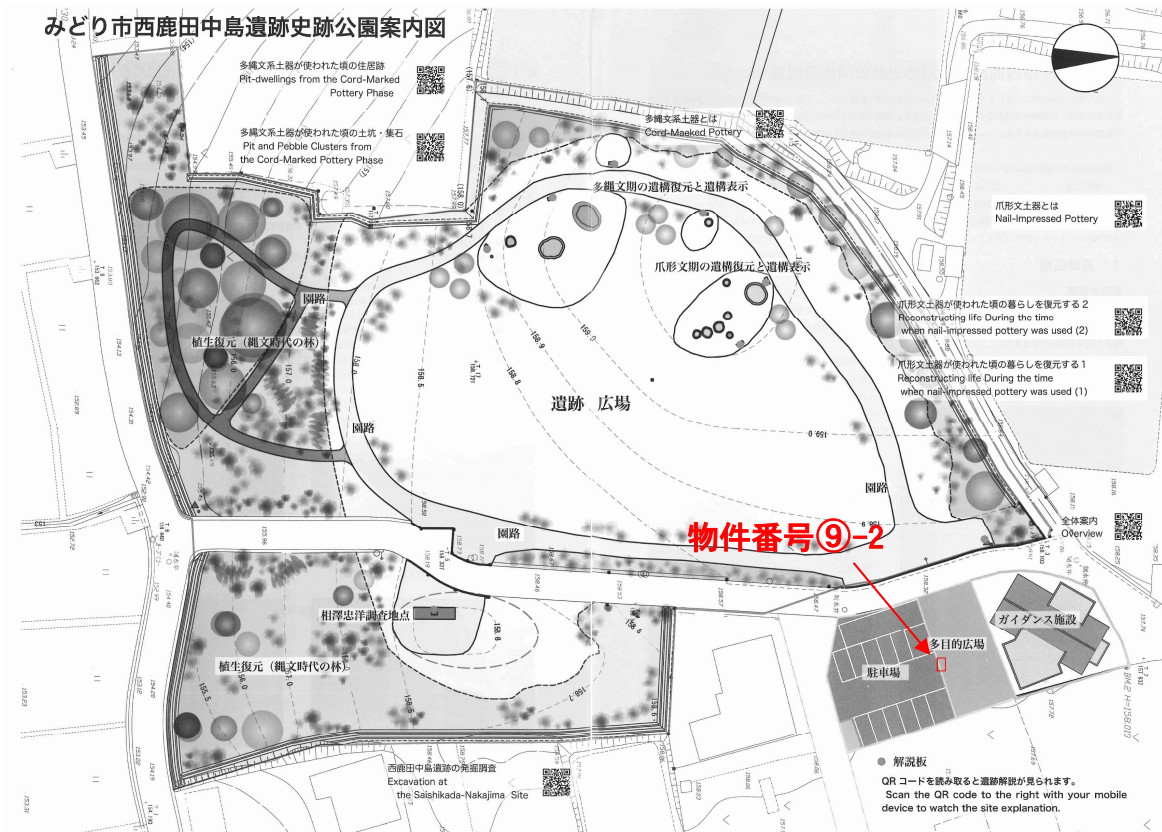
位置図（物件番号㊟-1）

【笠懸公民館】



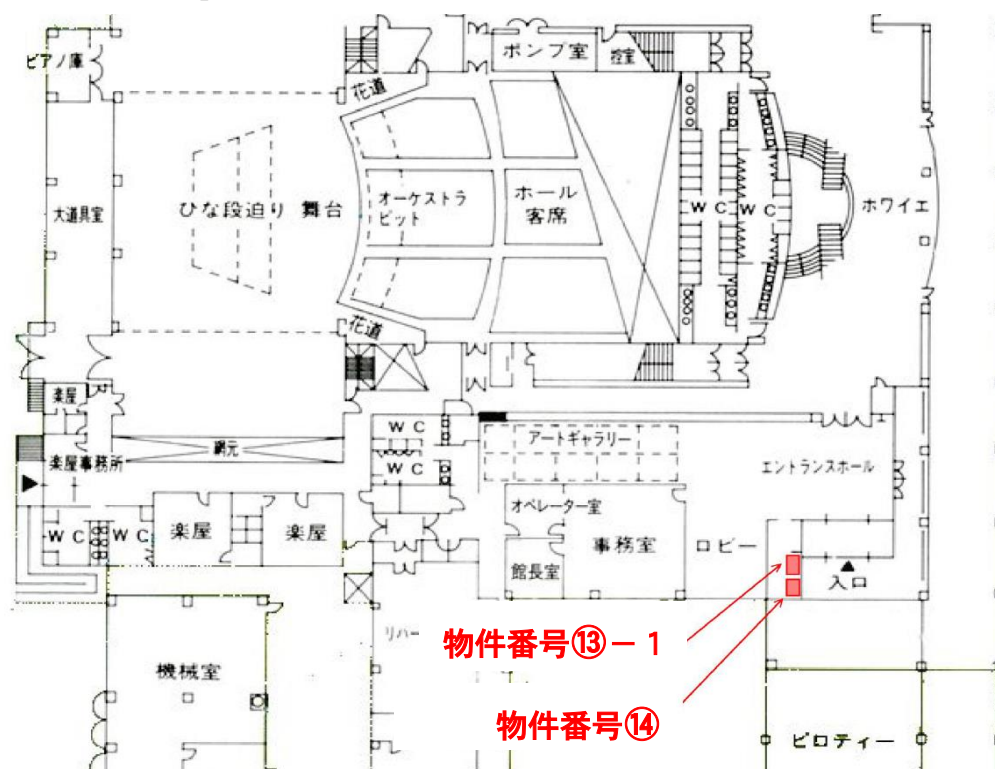
位置図（物件番号㊟-2）

【史跡西鹿田中島遺跡ガイダンス施設駐車場】



位置図（物件番号⑬－１、⑭）

【グンエイホールPAL】



位置図（物件番号⑬－２）

【笠懸保健センター（国保診療所）】

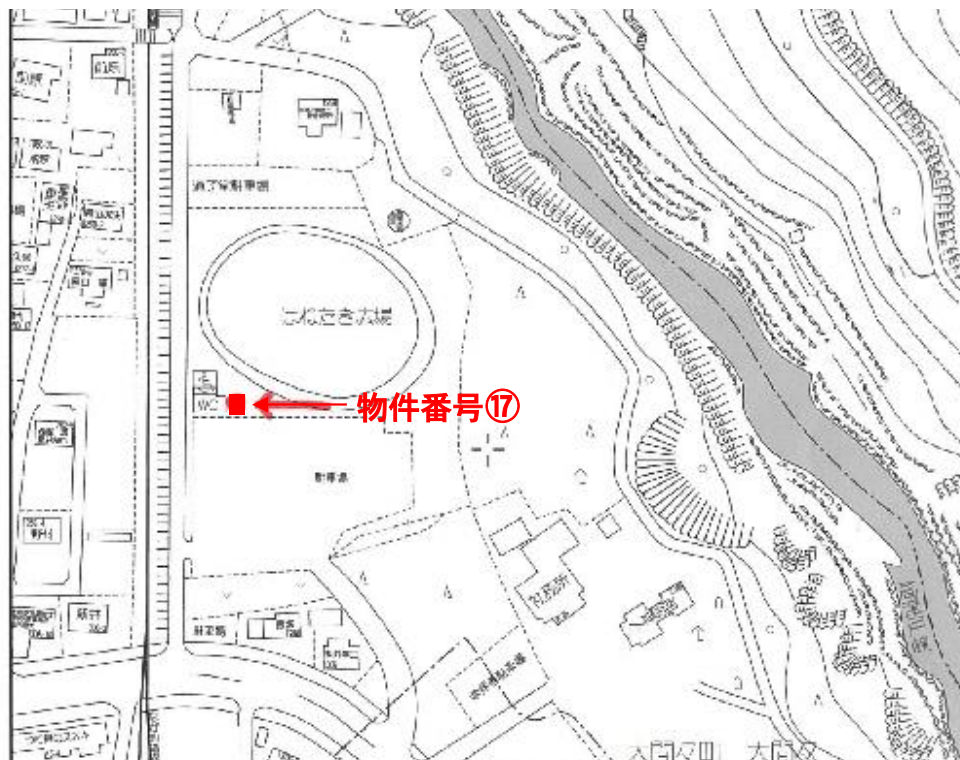


位置図（物件番号⑯）

【多世代交流館】



【はねたき広場】



位置図（物件番号⑱）

【かどや公園】



位置図（物件番号㊦-1、㊦-2）



みどり市市有施設自動販売機設置事業者募集要領

1 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県内に本店又は支店・営業所（個人営業店舗も含む）があること。
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務において、3年以上の運営経験を有すること。
- (4) 所在市町村の市町村税に未納がないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。

2 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 6 年 8 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとします。

※物件番号⑤「東支所」は、令和 7 年 1 月～令和 9 年 3 月 31 日までとします。

③ 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

④ 費用負担

ア 電気料

- ・自動販売機の電気料は設置事業者負担とします。
- ・施設内電源を使用する場合には、設置事業者の負担で電力使用量計測用子メーターを設置していただき、各施設の電気料単価を基礎として使用電気料を算出し、みどり市発行の納入通知書にて納めていただきます。
- ・令和 6 年度は、8 月～9 月及び 10 月～翌年 3 月の 2 回に分け精算し、納入通知書を発行します。
- ・令和 7 年度以降は、4 月～9 月及び 10 月～翌年 3 月の 2 回に分け精算し、納入通知書を発行します。
- ・設置業者の電源を使用する物件については、自動販売機にかかる電気について、設置業者が電力会社と供給契約を締結し、当該電気使用料を電力会社に支払ってください。

イ 設置費・維持費

- ・自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、維持管理等にかかる全ての費用は、設置事業者の負担とします。

ウ 原状回復費用

- ・設置期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置事業者負担とします。

(2) 設置条件

① 自動販売機

ア 飲料自動販売機であること。

イ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とすること。

ウ ユニバーサルデザイン自動販売機であること。

エ 水道の接続を伴う自動販売機は設置できません。

オ 設置にあたっては、日本自動販売機工業会「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策を行うこと。ただし、耐震対策実施前に所管課と工法について協議を行い工法決定すること。

カ 物件番号⑰及び⑱については、Wi-Fi 機能付き自動販売機とすること。

施設利用者等が Wi-Fi 機能を利用する料金は無料とし、通信回線費（初期工事費を含む）、通信機器代等の Wi-Fi 機能に関する諸経費は設置事業者の負担とする。

キ 上記カを除く物件については、災害対応型自動販売機とすること。

災害時にみどり市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。また、災害時にも自動販売機が稼働できるように、非常用電源として自動販売機庫内の飲料を全て取り出せるだけのバッテリーを備え付けていること。

② 販売

ア 販売品は、飲料品とし、酒類を除く飲料品とすること。

イ 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

③ 維持管理

ア 空き缶、空きボトル、空き瓶及び空きパック等が散乱することのないよう、販売品目にあった回収箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

イ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

ウ 販売品の搬入、釣り銭補充、廃棄物の搬出、メンテナンス時間及び方法は所管課と協議を行い決定すること。

エ 自動販売機には連絡先を分かりやすく表記し、故障その他のトラブルが生じた場合は責任を持って対応すること。また、トラブルへの対応については、所管課と協議をしておくこと。

オ みどり市は、みどり市の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

また、設置事業者は毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は、設置事業者の負担とします。

3 応募申込手続

応募希望者は、別に定める応募申込書に必要事項を記入・押印のうえ、関係書類を添えて、下記の受付期間内に特定記録郵便にて郵送してください。

※郵送に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

※直接持参されても構いません。

※参加申込書類等が提出先に受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は価格提案できませんので御注意ください。

(1) 受付期間

令和6年6月12日（水）から令和6年6月26日（水）まで（郵送の場合、必着）

- (2) 送付先
〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地
みどり市役所総務部財政課
※直接持参される場合は、みどり市役所笠懸庁舎 2 階財政課まで持参してください。
受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。)
- (3) 応募申込書等の配布場所及び配布期間
- ① 場所 みどり市役所総務部財政課管財係 (みどり市笠懸町鹿 2952 番地 笠懸庁舎 2 階)
- ② 期間 令和 6 年 6 月 12 日 (水) から令和 6 年 6 月 26 日 (水) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前 9 時から午後 5 時まで
※みどり市ホームページからダウンロード可
- (4) 応募申込方法
応募申込書及び次の添付書類を、上記送付先に特定記録郵便による郵送又は持参してください。
- ① 添付書類
- ア 誓約書①及び誓約書②
- イ 法人の場合：所在証明書
個人の場合：住民票
※ともに、提出日から 3 か月以内に発行されたもの。
- ウ 住所地市町村の市町村税に未納がない旨の証明書 (非課税の場合は非課税証明書)
※提出日から 3 か月以内に発行されたもの。
- ② 応募申込受付完了書類の送付について
応募申込受付後、「応募申込書 (みどり市受付印を押印したもの) の写し」をみどり市より郵送します。
※令和 6 年 7 月 5 日 (金) までに上記書類が届かない場合はみどり市役所総務部財政課管財係 (TEL0277-76-0963) まで御連絡ください。
- ③ 応募申込にあたっての留意事項
- ア 現地説明会等はいきませんので、応募資格者は事前に現地確認を行ってください。なお、現地確認を行う場合には、所管課との調整が必要な場合がありますので、みどり市役所総務部財政課管財係 (TEL0277-76-0963) まで御連絡下さい。
- イ 応募申込書に記入間違い、不備などがありますと申込が無効となる場合があります。

4 質疑書の提出及び回答

応募希望若しくは応募資格者の方で、質疑がある方は下記の受付期間内に質疑書を郵送又は持参してください。

- (1) 受付期間
令和 6 年 6 月 12 日 (水) から令和 6 年 6 月 19 日 (水) まで (郵送の場合、必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 送付先
〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地
みどり市役所 笠懸庁舎 総務部財政課
- (3) 質疑書への回答期限
令和 6 年 6 月 24 日 (月)
- (4) 回答方法
質疑者に文書回答します。また、質疑者以外の応募希望若しくは応募資格者の方は、財政課において回答文書を縦覧してください。

- (5) 縦覧期間
令和6年6月12日(水) から令和6年6月24日(月) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前9時から午後5時まで

5 価格提案書の提出

- (1) 価格提案方法
応募資格者は、下記の価格提案期間内に特定記録郵便による郵送で価格提案してください。
※郵送に要する一切の費用は、価格提案者の負担とします。
※郵送（特定記録郵便）による価格提案のみとし、持参は受付できません。
- (2) 価格提案期間
令和6年6月26日(水) から令和6年7月5日(金) まで(必着)
- (3) 送付先
〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地
みどり市役所総務部財政課
- (4) 価格提案書の提出方法
応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、**物件毎に郵送**してください。また、使用する封筒は記載例を参考にして作成してください。
- (5) 応募価格の記載
応募価格は、年額使用料を記載してください。
なお、**価格提案書に記載する応募価格について、屋外設置のものは「税抜価格」を、屋内設置のものは「税込価格」を記載してください。**
(物件が屋外である場合、決定金額に消費税および地方消費税は課されません。)
- (6) 価格提案書の書換え等の禁止
応募申込者は、郵送した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 価格提案書の無効
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ① 最低使用料を下回るもの。
 - ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
 - ③ 指定の期間内に提出しなかったもの。
 - ④ 応募申込者の記名押印がないもの。
 - ⑤ 本市所定様式の価格提案書を用いないで提案したもの。
 - ⑥ 応募申込者が同一物件において、2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
 - ⑦ 応募価格又は応募申込者の氏名その他主要部分が識別しがたいもの。
 - ⑧ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
 - ⑨ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
 - ⑩ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

6 価格提案書の審査及び設置事業者の決定

みどり市が事前に定めた最低使用料以上で、最も高い価格をつけた方を設置事業者として決定します。

- (1) 設置事業者決定日
令和6年7月16日(火)
- (2) 注意事項
- ① 最高額の提案をした方が2人以上あるときは、価格提案者に出席を求め、くじにより設

置事業者を決定するものとします。

- ② くじを行う価格提案者が、諸般の事情により、本市が指定する日時及び場所に来られないときは、代理人を指定してくじを行うことができるものとします。
- ③ 代理人を指定してくじを行うときは、別に定める委任状を持参していただきます。
- ④ くじを行う価格提案者が、諸般の事情により、代理人も含め、本市が指定する日時及び場所に来られないときは、これに代えて、当該公募事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 結果通知

設置事業者が決定した場合は、速やかに当該価格提案者に連絡するとともに、設置事業者決定通知書を送付します。

(4) 公募結果の公表

みどり市ホームページにて決定使用料並びに公募参加者数を公表します。

(5) 価格提案書提出及び審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案書提出及び審査の中止又は延期をすることがあります。

7 使用許可申請の手続

使用許可の手続は、所管課との間で令和6年7月23日（火）までに行います。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までにみどり市に書面により通知してください。

この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

【募集に関する問合せ先】みどり市役所総務部財政課管財係

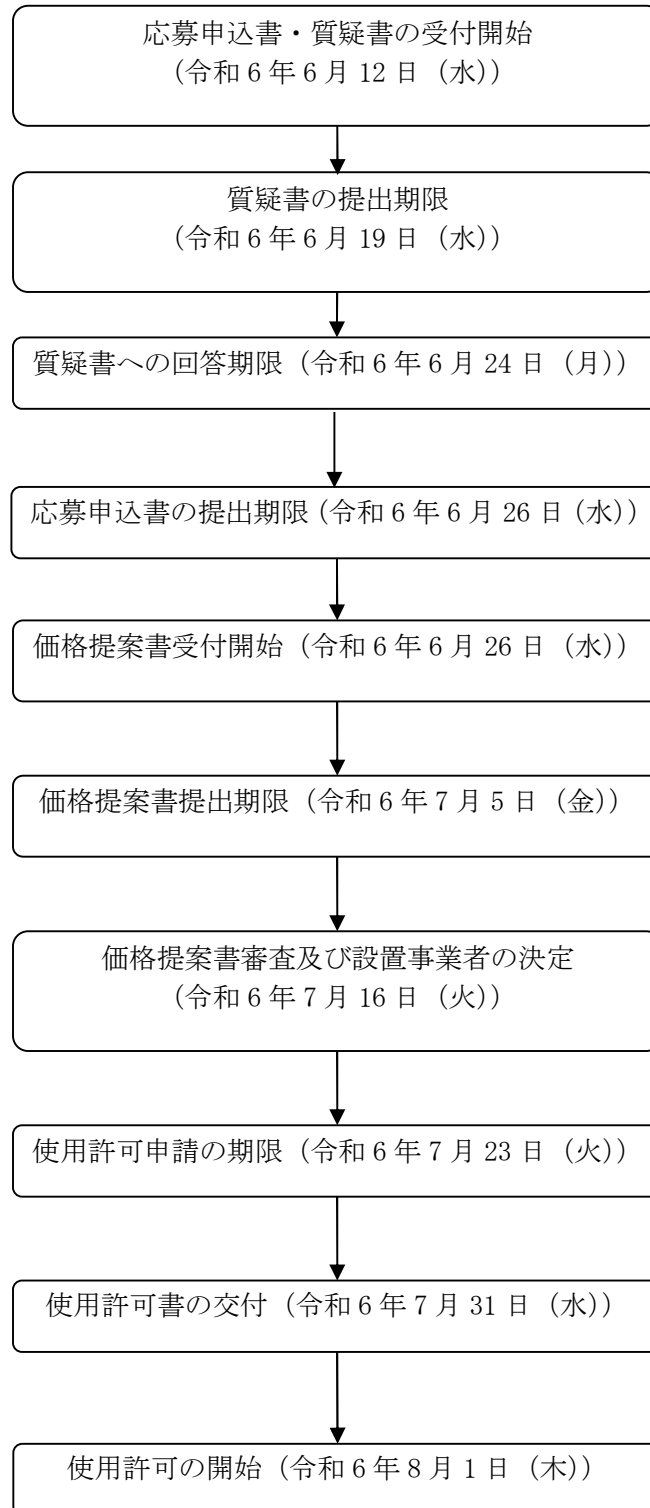
〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地

TEL : 0277-76-0963

FAX : 0277-76-2449

E-mail : kanzai@city.midori.gunma.jp

事業の進め方（例示）



受付番号	
------	--

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

みどり市長 須藤 昭男 様

募集要領の各条項を承知の上、みどり市市有施設自動販売機設置事業者応募について、次のとおり参加したいので、資料を添えて申し込みます。

また、ホームページに決定金額を掲載することに同意します。

1 申込者

住所又は所在地

(〒 ー)

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号

⑩

2 添付書類

① 誓約書①

② 誓約書②

③ 法人の場合：所在証明書 個人の場合：住民票

④ 市町村税に未納がない旨の証明書若しくは非課税証明書

誓約書①

令和 年 月 日

みどり市長 須藤 昭男 様

住 所
(所在地)

氏 名 ⑩
(名称及び代表者名)

貴市におけるみどり市市有施設自動販売機設置事業者募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県内に本店又は支店・営業所（個人営業店舗も含む）があること。
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務において、3年以上の運営経験を有すること。
- (4) 所在市町村の市町村税に未納がないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

誓約書②

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。

年 月 日

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※ お願い

みどり市では、事務事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、必要に応じて桐生警察署に照会する場合があります。

なお、この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

質 疑 書

令和 年 月 日

みどり市長 須藤 昭男 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

みどり市市有施設自動販売機設置事業者募集について、下記のとおり質問します。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用すること。）

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

みどり市長 須藤 昭男 様

みどり市市有施設自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該設置事業者として使用許可を希望します。

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

印

物件番号

応募価格 金 円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- ☐ 応募価格は、年額使用料を記入してください。
※屋外設置のものは「税抜価格」を、屋内設置のものは「税込価格」を記載してください。
- ☐ 応募は、価格提案書封筒に入れ、令和 6 年 6 月 26 日（水）から令和 6 年 7 月 5 日（金）までの間に所定の送付先に到着するように特定記録郵便にて郵送してください。